

情 個 審 答 申 第 7 号

平成21年 8月 6日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年1月9日付け税資発第12号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

文書等の件名

熊本市が固定資産税を減免していた公民館類似施設270箇所に関する情報開示請求に
伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第1号]

別 紙

諮問第 1 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は一部妥当でない。

平成 20 年 1 月 28 日の 1 月定例市長記者会見における熊本市長の発言にある「公民館類似施設として減免をしている 270 箇所」の名称及び所在地は開示すべきである。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関が公民館類似施設として固定資産税を減免していた 270 箇所の名称及び所在地の一覧表（以下「本件文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

開示を求めているのは、「平成 20 年 1 月 28 日の 1 月定例市長記者会見」の質疑応答を熊本市がホームページで公開している中の、「現在公民館類似施設として減免をしているものは市内に 270 箇所ほどあります」旨の市長発言にある施設の名称、所在地及び連絡先であり、個人情報事項は一切求めている。

実施機関は、開示請求する文書等の内容の「一覧表」との表記を捉えて文書が不存在としたが、施設名、所在地、連絡先が一覧表になっていなくても情報は実施機関のどこかに存在するわけであるから、数箇所の情報を寄せれば情報は提出できるはずである。

実施機関は不開示の理由に公務員の守秘義務を主張し、税徴収の特性から税情報は一切開示できないと主張しているが、税情報に関しては一切公開しないとの理論は成り立たない。個人の財産状況等について公務員が職務上知り得た情報については、基本的に守秘義務の適用となるのは当然である。しかし、実施機関は減免申請に基づき公共の施

設と認定して税を減免しているのであるから、公共の施設と認定し税を減免した時点から公共性が発生し、単なる個人資産ではなくなる。公民館類似施設が公共の施設である以上、市民から公民館類似施設に関する情報開示を求められれば、実施機関が開示義務を負うのは当然のことであり、個人のプライバシー等を保護する以外は原則公開である。守秘義務を使って全てのものを隠してしまうのは、守秘義務の適用を間違っている。

即刻、公民館類似施設として固定資産税を減免していた270箇所の名義、所在地及び連絡先を開示すべきである。

4 実施機関の説明趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 名称について

「公民館類似施設270箇所」とは、熊本市に所在し、町内自治会が地域公民館として使用する建物のうち固定資産税が減免されているものを指す。また、「公民館類似施設270箇所の名義」とは、各地域公民館の建物の呼称であり、固定資産課税台帳に記載された家屋の所有者の名義とは一致しない。

さらに、「公民館類似施設の名義の一覧表」は、これまでに作成したことがなく存在しないため、不存在である。

(2) 所在地について

税務職員には、地方公務員法第34条第1項による守秘義務に加え、地方税法第22条により、特別の守秘義務が課せられている。その趣旨は、市税の賦課徴収のために収集された情報は全て、他の目的に使用することを禁止するものであり、税務職員が知り得た秘密を厚く保護することにより、税務事務に対する納税義務者との信頼関係を確保することにある。

固定資産課税台帳に登録された事項は全て、その情報が市税の賦課徴収のために提供され、収集し、管理されているものである以上、所在地についても税情報である。

したがって、条例第7条第1号に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

申立人から出された開示請求書には、公民館類似施設270箇所の名義、所在地の一覧表及び固定資産税減免をしている理由、施設の所有者及び使用者の一覧表並

びに減免割合とその施設名の一覧表に関する文書の開示請求がなされているが、申立人の意見陳述において、「必要なのは、名称と所在地と連絡先」との意見であったので、このうち開示請求書に記載されている名称と所在地の一覧表を本件文書とし、連絡先に関する文書についても、併せて検討した。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

申立人の請求する公民館類似施設 270 箇所の名称及び所在地の形式的な一覧表としては存在しないものの、実施機関から提示された資料によれば、課税情報の検索画面において公民館類似施設 270 箇所の所在地及び納税義務者の情報が含まれる一覧が閲覧できることが確認された。納税義務者の欄には全部ではないが地域公民館の名称が記載されており、その意味では、この一覧が本件文書に該当するものと考えられる。

したがって、不存在の決定は相当ではない。

なお、同一覧には地域公民館の連絡先（電話番号）の記載がないことが確認された。

(4) 条例第 7 条第 1 号（法令秘情報）該当性

本件文書が条例第 7 条第 1 号の「法律、条例その他の法令の定めるところにより、開示することができないと認められる情報」に該当するか否かを判断する。

地方税法第 22 条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合に刑罰に処する旨規定しており、その意味では、同条の秘密に該当する情報は、条例第 7 条第 1 号の不開示情報に該当するといえることができる。

そこで、本件文書に係る情報が、地方税法第 22 条の秘密に該当するか検討する。

地方税法第 22 条は、地方税の賦課徴収に必要な限度を越え、私人の秘密が漏洩されることは、プライバシーの権利及び法人の事業活動の自由を侵害することとなるため、このような基本的人権の侵害を未然に防止することを目的として規定されたと考えられる。このような地方税法の規定の趣旨に照らすと、同条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、いわゆる実質秘、すなわち一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと解するのが相当である。そして、このようなものに限って「法律、条例その他の法令の定めるところにより、開示することができないと

認められる情報」に該当すると考える。

実施機関によれば、固定資産税が減免対象となっている不動産の所有者及び所在地が明らかになる情報は、一般に知られていない情報であり、不動産の所有者である私人にとっては、これらの情報から所有する財産が判明するため、他人に知られたくないことについて客観的に相当の利益を有する情報であり、地方税法第22条の秘密に該当すると主張する。

しかし、熊本市税条例施行規則第6条第2号の規定により公民館類似施設として固定資産税の減免措置を受けている施設は地域公民館のみであり、地域公民館は、「広く社会一般の利益を増進する目的に供されている固定資産である」ことにより減免措置を受けている施設であることを鑑みると、地域公民館の名称及び所在地の情報は他人に知られないことにつき客観的に相当の利益を有しないものというべきである。したがって、公民館類似施設として固定資産税の減免措置を受けている施設である地域公民館の名称及び所在地の情報は、地方税法第22条にいう秘密に該当するとは認められない。

したがって、本件文書に係る情報は、条例第7条第1号に該当しない。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成21年 1月 9日	熊本市長から諮問を受けた。
平成21年 1月20日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成21年 2月 4日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成21年 2月16日	諮問の審議を行った。
平成21年 3月24日	諮問の審議を行った。
平成21年 4月27日	諮問の審議を行った。
平成21年 5月29日	諮問の審議を行った。
平成21年 7月 3日	諮問の審議を行った。
平成21年 8月 6日	答申（案）の審議を行った。